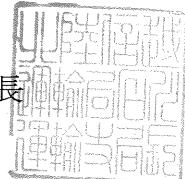


石運整第428号の2
平成29年1月25日

自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



事業用自動車の「車検切れ」運行の防止について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別添写し(平成29年1月25日付け北信技保第114号)のとおり通達がありましたので、了知願います。



北信技保第114号
平成29年1月25日

石川運輸支局長 殿

自動車技術安全部長

事業用自動車の「車検切れ」運行の防止について

事業用自動車の整備管理の徹底については、従来から整備管理者研修等を通じて徹底を図ってきたところですが、先般、管内の自動車運送事業者が、自動車検査証の有効期間満了日を経過していることに気づかないまま、いわゆる「車検切れ」状態で運行していたことが判明し、このほど行政処分が行われたところです。

車検切れ状態で運行することは、車両の安全性が確保されず交通の安全を阻害する恐れがあるばかりでなく、無保険状態での運行となる可能性もあり、公共の輸送に係る自動車運送事業でこのような事態が発生したことは誠に遺憾です。

つきましては、適切な整備管理の徹底を図り、同種事案の再発を防止するため、自動車運送事業者に対し、下記事項について指導願います。

記

1. 次の事項を参考として、整備管理の徹底を図ること

- (1) 定期点検の実施計画は、整備事業者任せにすることなく、整備管理者による管理体制を構築し、計画表を作成して車両ごとの実施状況を把握する
- (2) 点検整備の実施計画は、自動車検査証の有効期間満了日に留意するとともに、事故や車両故障の未然防止に効果的な時期を考慮して作成する
- (3) 定期点検の実施状況は、組織的にチェックする

2. 次の事項を参考として、自動車検査証の有効期間の確認を徹底するための対策を講じること

- (1) 始業点呼や日常点検時に自動車検査証の有効期間満了日の確認を行う
- (2) 車室内に自動車検査証の有効期間満了日を表示する
- (3) 点呼場等の執務室内に自動車検査証の有効期間満了日一覧や定期点検整備計画表等を掲示し、管理者及び運転者による確認体制を構築する